



高槻市妊婦健康診査・乳児一般健康診査費用助成金申請案内

 里帰り出産などの理由で大阪府外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診された方に、健康診査費用の一部を助成金として還付します。

(大阪府内の助産所で妊婦健診を受診され、実費で費用を支払った方は子ども保健課までご相談ください。)

また、お父さまが大阪府外の医療機関で乳児一般健康診査を受診された場合に、健康診査費用の一部を助成金として還付します。

 助成金申請における要件がいくつかございます。必ず下欄「注意事項」をご確認ください。



申請方法と申請場所

○申請場所は、子ども保健課（子ども保健センター※または西部地域保健センター）です。

○以下のものをご持参ください。

- 所定の申請書、請求書（ホームページからもダウンロードできます）
- 未使用の高槻市妊婦健康診査受診券、高槻市乳児一般健康診査受診券
- 対象となる各健康診査の領収書
(受診場所の名称、受診日、健診に該当する費用内訳が確認できるもの。明細書もお持ちの場合はあわせてご持参ください)
- 母子健康手帳（申請時に交付日、手帳内の「妊娠中の経過」、「1歳未満の健康診査」のページを確認します）
- 印鑑（認印可）
- 妊婦健康診査を受診されたご本人の名義の通帳
(乳児一般健康診査費用助成のみの場合は、お父さまの保護者様の名義の通帳)
 - ・ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、ゆうちょ銀行の通帳に振込用口座番号が印字されているかご確認ください。
 - ・ご本人様の名義が旧姓の場合は、現在の姓へ変更の上、ご申請ください。
なお、ご本人名義以外の口座への振り込みを希望される場合は、ご相談ください。

助成上限

- 未使用の妊婦健康診査受診券の額面金額及び枚数が、助成上限額及び助成上限回数になります。
- 乳児一般健康診査については、各年度で定められた助成上限額での助成となります。

助成方法

- 原則、申請された月の翌月末に申請口座にお振り込みいたします。
- 恐れ入りますが、入金のお知らせはいたしませんので通帳記帳等でご確認ください。

◎ 注 意 事 項 ◎

- 健康診査受診日と申請日の両日ともに高槻市に住民票がある方が申請できます。
- 助成の対象となる健康診査は、高槻市の母子健康手帳（転入の方は別冊）の交付日以降のものに限ります。
- 公的医療保険（国民健康保険や会社の健康保険組合など）の対象となる診療分以外が助成対象となります。ただし公的医療保険対象外の費用であっても、文書料、テキスト代など、健診に直接関係のない項目については助成対象外となります。
- 申請時に窓口で、お持ちいただいた書類の確認ならびに領収書の内容を確認し、助成対象となる費用等について確認いたします。その際、記載内容によっては受診された医療機関等へ問い合わせることもございますので、お時間頂戴する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 申請は、すべての妊婦健康診査及び乳児一般健康診査を受診後、まとめて申請してください。
- 申請の期限は、助成の対象となる健康診査のうち、最後に受診された健康診査日から1年以内です。
なお、転出する場合は、転出までに助成対象となる健診分をまとめて申請してください。
- その他、申請に関してご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

《問合先》

高槻市子ども保健課（子ども保健センター※）
・住所 〒569-0096 高槻市八丁畷町1番5号
・電話 072-648-3272

※申請窓口兼問合先だった城東町5番1号の子ども保健課は、2019年4月に子ども保健センター（八丁畷町）へ移転しました。なお、西部地域保健センター（富田町）は引き続き申請窓口としてご利用できます。